

令和3年度第5回

北海道環境審議会地球温暖化対策部会

議 事 録

日 時：2022年2月8日（火）午後1時30分開会
場 所：か で る 2 ・ 7 1 0 3 0 会 議

1. 開 会

○事務局（阿部課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第5回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を開会いたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。

また、書面開催となりました前回部会から、時間のない中、多くのご意見、ご質問をいただきまして、誠にありがとうございました。

事務局から、1点、おわびがございました。

本日の資料作成に時間を要しまして、皆様のお手元への送付が遅れましたことなど、不手際がございましたことを、この場をお借りして、心よりおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

本日は、所属委員と専門委員、11名全員のご出席をいただいております、規則に定める定足数を満たしていることをご報告いたします。

まず、議事に入る前に、お手元の資料の確認です。

次第の下段の四角囲みがあるのですけれども、議事（1）に関連しまして、資料1-1から1-4、議題（2）に関連しまして、資料2と参考資料1となっております。

配付漏れなどがございましたら、事務局までお申しつけください。

続きまして、オンライン開催の留意事項でございます。

スムーズな会議進行とするため、ご発言されない間は、マイク、ビデオをオフにしてください。ご発言の際は、手を挙げるボタンを押されるか、発言の申出をしていただき、部会長の発言許可を得た後、ご発言をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は藤井部会長をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

○藤井部会長 今年度最後の部会となります。今年度も、大変活発なご議論をありがとうございました。

冒頭に阿部課長からお話がありましたように、委員の皆様には、大変短い時間で、昨日も差し替えがあったりしました。この2年、ゼロカーボンは大変慌ただしかったですけれども、これは本来の姿ではないですね。SDGsを見ますと、働き方の観点からもありますし、こういうばたばたはないようにお願いしたいと思います。

今日も、考えようによっては議題が結構盛りだくさんで、時間は限られていますので、早速、議事に入ってまいります。

最初の議事は、北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについてです。事務局からご説明をお願いします。

○事務局（市川課長補佐） 気候変動対策課の市川でございます。

私からは、資料1-1に基づきまして、書面で開催させていただきました第4回部会に

おける主なご意見とその対応についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料1-1をご覧ください。

時間の関係もごさいますので、ご意見とその対応状況等を幾つかご説明させていただきたいと思います。

まず、この資料は、左側から区分、箇所、番号、ご意見、対応状況と作っておりまして、資料と書いてあるものは、第4回の資料番号になりまして、今回の資料番号とは違ってまいりますので、ご了承ください。

また、番号は主なご意見の通し番号として振っております。

まず、1ページの4番ですが、小林委員からご意見をいただきました。

再エネ導入目標の洋上風力や地熱発電などの導入量が、現行計画と比べ減っているが、その理由は何かということです。現行計画と比べて導入量が減るのは、取組自体が小さくなると見えてしまうが、2030年には間に合わなくても、進んでいるプロジェクトというものは多いだろう、それを計画の中で表現したほうがよいのではないかというご意見をいただいております。

2030年の再エネ導入目標に関しましては、省エネ・新エネ行動促進計画という道の別の計画の見直しの議論の中で検討が行われております。個別プロジェクトの進捗の遅れを勘案した中で、2030年度の断面で施設稼動が間に合うかどうかの観点で検討した数字の見直しと聞いてございます。ですから、取組自体が減っているということを示しているものではございません。

2030年度の導入目標というものは、削減目標として数字で示させていただいておりますが、そのほか、道内で使い切れない再エネ導入のポテンシャルは道外へ移出するという形で国の温暖化対策に貢献していくという考え方を持っておりますので、その考え方を計画本編6ページの中期目標の削減目標と併記する形でお示ししております。

次は、5番目ですが、中津川委員から、北本連系で移出入した再エネの電力はダブルカウントになってしまうのではないかとのご意見がございました。

基本的に、道外に移出した再エネはこの削減目標の中ではカウントしておりませんが、移出入した電力の総量は北電のほうでも把握できるということなのですが、そのうち、再エネがどれだけかということを定量的に把握する仕組みは、現時点では存在しないとお聞きしております。

その辺りの課題につきましては、国ともいろいろとご相談をさせていただきながら、今後、対応を検討させていただきたいと思っております。

次は、6番目ですが、中村委員から、削減量にカウントしていない洋上風力分が資料に含まれており、分かりにくいので、削減分と分けて記載してはどうかということと、その下の8番目ですが、これは部会長からもありまして、再エネ導入による削減量や2013年の導入実績が表に記載がなくて見にくいというご指摘をいただきました。

今回の資料1-2の4ページの表を修正させていただいております。これまで、再エネ

エネルギー種別ごとに、ずっと一覧として記載をさせていただいていたのですが、そこで削減量として見込んでいるものと、過程として道外に送る洋上風力分を分けて記載させていただく形で、今回、計画で削減量として見込んでいる再エネ電力量16,490百万キロワットアワーというものがしっかりと見える形と、その下の括弧書きの中ではCO₂換算した量を記載させていただいております。

その右欄の検討内容と書いてあるところですが、ここに、今回、計画の中で見込んでいるCO₂削減量として、計画量から2013年の実績を引いた量というものが今回の削減量としてカウントしておりますので、現計画では516万トンCO₂で、新しい目標の案では603万トンCO₂を見込んでいることが分かるように記載を修正させていただいております。

資料1-1の2ページ目の19番ですが、東條委員から、一酸化二窒素の排出量に廃棄物焼却量はあまり寄与にしない、寄与するのは下水道汚泥の焼却なので、そちらのほうのことを書いてはいかがかというご意見をいただきました。

ご意見を踏まえまして、資料を修正させていただいております。資料1-2の10ページになるのですが、もともと、一酸化二窒素の削減イメージには下水道汚泥を含んだ形で記載させていただいておりますので、それが分かるように、廃棄物、下水道汚泥という形で併記することで明示させていただくという対応を取らせていただいております。

資料1-1の3ページ目、21番ですが、武野委員から、森林吸収量の目標が大きくアップしているが、具体的にどのような取組を想定しているのか、また、23番で山野井専門委員から、森林吸収量の目標値は大きく上積みしていて、道独自の対策と本道の優位性は上積み分の裏づけということで、それはいいと思うが、国の目標の道シェア分に関して、その上乘せを可能とするためにどのようなことが行われているのかを整理していただきたいというご意見をいただいております。

ここに関しましては、道の森林吸収源対策推進計画を基本に進めていくという事項になっておりまして、私どもの森林担当部局ともいろいろと話をしていく中で、前回お示しさせていただいた資料で正しく状況を説明できていなかったために資料を修正させていただいております。

森林吸収量として見込んでいる今回の案は850万トンCO₂の削減となっているのですが、資料1-2の11ページの下段の右側の森林吸収量の算定ということで、黒ひし形をつけております道独自の対策による効果の部分は、前回お示しさせていただいたとおり、植林面積の増加であったり、手入れが行われていない森林の整備であったりというもので数字を積み上げておりまして、この合計値が114万トンとなるのですが、二つ目の黒ひし形の道独自の2030年の森林資源の評価に基づく吸収量の算定ということで、736万トンCO₂を算定しております。

前回資料では、国目標の道シェア分という形に、全国よりも若返りが進んでいる北海道の効果ということで、下段の2行に書かれている数字の合算が736万トンCO₂と見える

ようなつくりになってしまっていたのですが、実際は、道として独自に2030年の森林資源量を評価し直して、それに基づく吸収量が736万トンCO₂となりますので、上積みというよりも、資源量を精査する形で吸収量を算定しているといったようなこととなります。

資料のつくりが悪く、大変ご迷惑をおかけしました。

続きまして、資料1-1の5ページ目の33番ですが、武野委員から、本文中に行動変容のキーワードを要所に配しており、道民へのメッセージとして、計画本編の2ページ目に「道民一人ひとりが意識を変え、自ら責任を持って行動する」といった書き方をしているものを、「道民一人ひとりが意識と行動を変容することにより」としてはどうかといったご意見いただいております。

対応ですが、当該部分の記載につきましては、道民に対しまして、責任を持った行動をしていただきたいというメッセージの意図で記載しておりますので、行動変容を促していくことは重要ですが、ここの部分の記載については、大変恐縮ですが、原案のとおりとさせていただきますと考えております。

次に、37番になりますが、菅井委員から、IPCC6次報告による平均気温の上昇を1.5度に抑えるという部分について、北海道の気温との混同を避けるため、「世界の」という文言を追記してはどうかというご意見がありました。これについては、ご意見を踏まえまして、資料を修正してございます。

次に、39番ですが、栗田専門委員から、ブルーカーボンなど、あまりなじみのない言葉には、何ページに詳しく記載といった注釈があればよいというご意見をいただきました。これに関しましても、ご意見を踏まえまして、資料を修正しております。

続きまして、資料1-1の6ページの46番ですが、小林専門委員から、どのような行動をすれば、どれだけCO₂が削減できるのかを具体的に情報として示す必要がある、高い目標なので、それをいかに達成できるのか、情報提供を同時にやる必要があるのではないかと、また、47番で、宮森専門委員からも、家庭における省エネ行動の実践例について、参考資料を基にして掲載内容を検討してはどうかといったアドバイスもいただいております。その辺は計画本編の23ページから24ページに反映させていただきました。

続きまして、最後になりますが、資料の8ページの51番について、宮森専門委員から、カーボンフットプリントが普及による環境ビジネスの振興といった記載があるが、カーボンフットプリントというものが名称変更したと聞いているので、確認願いたいというご意見をいただきました。

これを確認しましたところ、サステナブル経営推進機構で運営しているカーボンフットプリントコミュニケーションプログラムというところで、より広義の取組であるエコリーフ環境ラベルというものがつくられておまして、それと統合する形になっているのですが、カーボンフットプリントといった取組は存続し、しっかりと続いているということが確認されました。

ご意見を踏まえまして、文言をどちらも記載する形で資料を修正させていただいております。

簡単ですが、以上でいただいたご意見についての説明を終わらせていただきます。

○事務局（永井係長） 気候変動対策課の永井です。

私からは、計画本編についての変更点、修正しました点を資料に沿ってご説明いたします。

資料1－3をご覧ください。

まず、表紙ですけれども、宮森専門委員からご指摘、ご意見をいただきまして、ゼロカーボン北海道のロゴの説明を入れたほうがよいということで、資料1 ページ目の中ほどより下のところに解説を追加しております。

資料の2 ページになりますが、先ほど、責任を持って行動することによりというところは説明しましたので、その下の「します。これにより」という部分を、武野委員のご意見を踏まえまして修正しております。

また、「改定にあたって」の下から6行目の「48%削減に見直しを行う」というところですが、数値の目標について、武野委員、小林専門委員からいただきましたご意見を反映して修正しております。

資料の4 ページの菅井委員のご意見のところは、先ほど説明したので、飛ばします。

資料の5 ページの中ほどから下、北海道の温室効果ガス排出の地域特性のところ、宮森専門委員から、1人当たり排出量のグラフを入れたほうがよいというご意見をいただいたのですが、全国と北海道の1人当たり排出量をグラフで示すのが難しかったので、こちらの表を挿入して修正しております。

資料の6 ページをご覧ください。

中ほどにある中期目標のところですが、栗田専門委員からのご指摘を受けて注釈を加えたことに加えまして、中村委員から、ブルーカーボンが目標に含まれていて混同するので整理をされたしというご意見をいただいておりますので、目標値につきましては48%削減、それとは分けた形で、再生エネルギーの道外への移出や、今後、ブルーカーボンを検討していきます北海道として非常に期待されるような取組を、道の意気込みとして記載する形で整理しております。

続きまして、資料の13 ページをご覧ください。

一つ目の丸の地域特性を活かしたエネルギーの地産地消の展開の下から二つ目のポツですが、藤井部会長からご意見がありまして、家畜排せつ物や農業用水を再生可能エネルギーとして活用ということだったので、畜産バイオマスや小水力発電などという形で具体的な例示をしております。

その次ですけれども、市町村が定める地域脱炭素化促進事業の配慮基準についての記述になります。こちらは、新たに追加した項目になります。

ここで、資料の修正をお願いしたいのですけれども、最後の行の「本計画に付随するも

のとし」という部分です。修正が間に合わなくて残っているのですけれども、この部分を削除いただくようお願いいたします。「促進区域の設定に関する環境保全上配慮すべき事項等の基準は別に定めます。」という形に修正をお願いいたします。

続きまして、資料の14ページになります。

中ほどのクリーン農業・有機農業などの環境保全型農業の推進ということで、武野委員から、重複しているというご指摘がありましたので、こちらに集約を行う形にしております。

また、自然環境の保全につきましては、中村委員から、自然環境の保全が温暖化にどのように寄与しているのかという説明を加えたほうがよいというご意見をいただいておりますので、そちらを追加しております。

また、水産分野における取組ということで、削減目標に参入していないものを取組として書くと混同するので、「ブルーカーボンに資する」という文言を削除し、また、その下にあるコラムのところに削減目標には含んでいない旨の記載を追記してございます。

続きまして、資料の23ページ、24ページは、先ほど説明しましたので飛ばさせていただきます。資料の27ページ、用語集になりますが、こちらのブルーカーボンの解説のほうで、栗田委員からご意見をいただいた部分につきまして、用語説明を追記してございます。また、こちらにも目標には含んでいない旨の記載を追記してございます。

続きまして、対策・施策編をご覧ください。

1ページになりますが、中ほどの再生可能エネルギー導入促進の最後のポツで、こちら先ほど説明したとおり、藤井部会長からご意見がありました畜産バイオマスや小水力発電について具体的な例示を記載してございます。

対策・施策編の3ページをご覧ください。

こちらの家庭部門の省エネルギー設備の普及とエネルギー利用の効率化の促進につきまして、二つ目のポツの「道民が家庭での省エネルギーや」というくだりについて、宮森委員と武野委員から修文のご意見がありましたので、両方のご意見を参考に修文を行っております。

また、二つ目の丸の省エネルギーの意識や行動の定着のところについて、宮森専門委員からご意見をいただいた部分の修正を行っております。

資料編の13ページになります。

こちら先ほど説明したカーボンフットプリントのところの修正を行っております。

資料編につきまして、ご意見を受けての修正はございません。

私からの説明は以上になります。

○藤井部会長 ご説明をありがとうございました。

まず、私から三つ確認です。

まず、資料1-3ですが、14ページのブルーカーボンに対するコメントは複数の委員から同様のものをいただきました。14ページのブルーカーボンの図ですけれども、その

うち差し替えが入るということですか。

○事務局（永井係長） こちらの図は、今、イラストを発注しておりまして、今はラフスケッチの段階です。こちらは、整理をして修正していくものになります。

○藤井部会長 それから、13ページ目です。

促進区域に関しては削除ということでしたが、赤字で書いてあるということは、前のバージョンでは入っていないくて、それを入れて、それを削除ということですか。

○事務局（永井係長） この項目自体は追記ですが、「本計画に付随するものとし」という部分のみ削除をお願いしますというご説明でした。

○藤井部会長 分かりました。全部修正なのかと思ったのです。

○事務局（永井係長） 「本計画に付随するものとし」という部分だけ削除ということでお願いします。

○藤井部会長 これは、前のバージョンから入っていましたか。

○事務局（永井係長） これは、今回、追加させていただきました。

○藤井部会長 新しく入れてもらって抜くというのは、分かりにくいと思うのです。先ほどの説明と相違がないかの確認です。

あと、2ページ目で、何月というところですが、もし認められたら、いつになりますか。

○事務局（永井係長） 今の予定ですと、年度内に改定ということでご説明しておりますので、令和4年3月になるかと思われまます。

○藤井部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにご意見等がありますか。

○事務局（市川課長補佐） 中津川委員から、チャットでご確認をいただいているものがあるので、ご説明させていただきたいと思ひます。

資料1-1の5番目に、中津川委員からご意見をいただいた、北本連系で移出することとなる電力のカウント分というお話ですが、説明が足りないところがありました。現状では、道外移出している再エネ量を正式に把握するすべがないので、カウントできていないということがありまして、現状、道内で発電している再エネは北海道の削減分としてカウントしていることになります。

ただ、道外にこれだけ再生可能エネルギーを移出しましたということが整理できるようになると、移出した再エネは、使った人が削減ということでカウントするので、その分がダブルカウントになってしまうため、その分についてはカウントできなくなります。

ですので、現状は、北海道で発電している再エネは全部北海道でカウントしているということになります。

もう一つは、質問23番の2行目で、優位性という言葉に誤変換があります。これは、「有意」ではなくて、優位に働くといった意味で「優位性」となります。大変恐縮ですが、修正をお願いしたいと思います。

○中津川委員 北本連系の移出分は、今はカウントされているけれども、もしかしたら、

そのうちカウントされなくなるというか、使っている人の分になるという説明だったと思うのです。

今、北海道では、風力などが環境アセスにかかっているものすごく進んでいるようですが、北海道の分にカウントしてもらわなければいけないと思います。身を削ってやっていますので、そこは強く主張して、北海道の分としてカウントしてもらおう形にしないと、おかしいのではないかという気がします。

排出源取引の考え方もありますので。

○事務局（市川課長補佐） 中津川委員のおっしゃるとおり、我々北海道としましては、北海道で再エネのポテンシャルを生かして作り出したエネルギーをどこで使っていただいても北海道の削減としてカウントしていただきたいという気持ちはあるのですが、現状の仕組みが、そういうふうにはなっていないというところもございます。

その辺りは、先ほどもご説明をさせていただいたのですが、国でもいろいろと意見交換をしながら、今後の課題になっていくのかなと考えているところです。

○中津川専門委員 分かりました。強く主張していただきたいなと思います。

○藤井部会長 今の点は、複数の委員から同様の懸念が出ていますので、間違いのない方向に行くとは思いますが、当然、道のインセンティブとして大事なので、経済部のほうからも、改めてお願いします。

ほかにもございますか。

○中村委員 確認です。

資料1-2の11ページの右側に、「道独自の対策による効果」と書いてあるのですが、そこに「植林面積の増加」とありますね。実は、これ、今回、いろいろと仕組みが分からなかったので、事務局を通して内訳を聞いたのですが、今、そのときの回答書を見ていても、新規植林、再植林の対象となる森林はごく僅かであるため、基本、加算されていないはずなのです。

だから、多分、新規植林が再植林ではないことを植林面積の増加と言っているのでしょうか。そこが理解できないのですが、私が質問したときに取り次いでくれたのが温対部会の事務局の方だと思うのですが、植林面積の増加というのは、普通に考えると新規植林の増加みたいな感じがするのですが、実は、850万トンCO₂にはカウントされていないはずなのです。

もう一個は、資料1-3の14ページの自然環境の保全のところですか。

そこで、藻場や干潟とか湿原のことに関して変えてもらったのはいいのですが、気になるのは、「湿原の泥炭層は炭素を吸収し」と書いてあって、泥炭層というのは有機物の遺骸だと思うのですが、それが分解せずにたまっている状態で、炭素を吸収するというのは理解しがたいです。これは、メタンの問題もあってややこしくなるので、炭素を固定する機能があり、特に湿地の場合は、仮に開発されてしまうと、今までそこにためられていた炭素が放出されてしまうといった内容にしたほうがいいと思うのです。

○事務局（永井係長） 資料1-3の14ページに関しましては、原課5と調整して修文を行いたいと思います。ありがとうございました。

○事務局（市川課長補佐） 植林面積の増加についてですが、森林吸収源対策の推進計画の中では、計画的な伐採と着実な植林の推進という中で森林面積を増やすことにはなっているのですが、この計画の目標としましては、2019年度の植林面積の実績として、9,889ヘクタールという植林面積ですが、これを2030年度の目標として、植林面積を1万2,700ヘクタールまで広げたいとなっております。これを基にした吸収量がこの目標として反映しているかと理解しております。

○中村委員 先日、私の質問に対して引き継いでくださった事務局の方のお名前を覚えていないのですが、どなたでしたか。

○事務局（市川課長補佐） 私です。

○中村委員 市川さんがくれたときの2回目にした質問の中で、基本的にカウントされているのは育成林と天然生林のみのはずです。それと、木材を利用することによる効果のHWPと言っているもので、これを合わせると850万トンCO₂になっていて、新規植林と再植林は含まれていないという明確な回答があったのです。この植林面積の増加というのは、育成林に当たるのですか。森林経営の一つとして、植林面積の増加という意味ですか。

○事務局（市川課長補佐） 今、私のほうでそれにお答えできるものがございませんので、改めてご回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

私も勉強して分かったのは、森林吸収源というのは、新規植林と再植林と森林経営の三つに分かれています。それで、今回の道の目標というのは、基本的に新規植林と再植林は含まれていないはずなのです。森林経営のみなのです。森林経営の中の育成林と天然生林で、HWPというものでカウントした850万トンCO₂なのです。ですから、この植林面積の増加という表現は、普通に考えると新たに林が増えると考えるので、誤解を与えないように、もし私が言っている数字が正しいならば、向こうから送ってこられたので正しいと思うのですが、直していただくのがいいと思いました。よろしく願います。

○事務局（市川課長補佐） 森林部局にも確認いたしまして、ご回答できるようにしたいと思います。

○藤井部会長 私も混乱して、前の資料をたまたま持っていたので見比べているのですが、中村委員のおっしゃっていることは、森林面積の増加分がなくてよいということになるのですか。

○中村委員 そういうことになります。

育成林といって、多分、人工林を主にしたもの、特に保安林指定されているものは天然生林という中に含まれていると思うのですが、とにかく、現在、森林であるものを経営することによってCO₂を吸収するという中で、もしくは、木材として利用するという

ものが28万トンCO₂ぐらい含まれているのですけれども、大枠は現在ある人工林と天然林の経営によって850万トンCO₂を生み出すという考えだと思います。

○藤井部会長 これがあるかないかで、どれくらい変わるのですか。

○中村委員 これがあるというのは、どれですか。

○藤井部会長 24万トンCO₂です。

○中村委員 24万トンCO₂は、実際は850万トンCO₂の中ですから、そんなに大きな数字ではないです。ただ、1-2の黒字のゴシックで書いてあるところを全部足していくと850万トンCO₂ちょうどになるので、850万トンCO₂という値は、私がもらった資料でも、2-3でも同じ数字になっていて、ただ、唯一、植林面積の増加というのは、私がもらった資料にはないのです。

○藤井部会長 全体としては結構大きいので、24万トンCO₂が小さく見えますが、ほかの取組などと比べると相対的には小さくないので、やはり、ここは詰めていただくということですね。ただ、今回の大枠にはそれほど大きな影響はないとみなして議論を進めていきたいと思います。

今の点は、改めて精査をお願いします。

○事務局（市川課長補佐） 承知いたしました。

○藤井部会長 中村委員と山野井専門委員、そういった対応でよろしいでしょうか。

○山野井専門委員 多分、この資料にある植林面積というのは、それこそ、道の森林部局のほうできちんと確認を取ってもらわなければいけないことですが、例えば、現在ある残りの人工林を伐採して、その伐採地に対して、手遅れにならないように、遅滞なく造林する面積をどんどん増やして行って、再造林という言葉が的確に表現されているかどうか分かりませんが、造林されないで、伐採地のまま残るということは避けるという意味での植林面積の増加ということだと思います。

二つ下の手入れの行われていない森林の整備というのは、例えば、間伐遅れとか、森林の経営の中で手のついていない森林の整備を行うことによって、カウントできるFM林の中に入れていくということで、二つのタイプは違うと認識しているのですが、中村委員がおっしゃったように、新規植林と再植林のものととの区分という中には、育成林という概念とは分けているものですから、育成林の中に植林面積の増加が含まれているのではないかと思います。その点は確認していただかないと分からないと思います。

育成林というのは、森林経営を行って使って、伐採して、造林してということも含まれていると思うので、そういった意味で、植林面積の増加ということをやっているとやってみようという手続なのだろうと読んでいるのですが、その辺を含めて確認していただきたいと思います。

○中村委員 私も、山野井委員のおっしゃるとおり、そういう意味で書いているのだろうと思うのですけれども、一般の人たちが読むことを前提として考えると、これは誤解を受ける表現だろうと思うので、もう少し丁寧に、どんな形で植林面積の増加をやってもらえ

るのか、そこは分かるように書いたほうが良いように思います。

私も、実は、山野井専門委員が言っておられるとおり、多分、森林経営の中に含まれた形で書いているのだらうと思います。

○事務局（市川課長補佐） 確認させていただきたいと思います。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○小林（ユ）専門委員 先ほど、資料1-3の13ページで、促進区域について、「本計画に付随するものとし」というのを削除されるということだったのですけれども、そうしますと、策定される基準は何に依拠するものなのかということをお教えいただければと思います。

○事務局（永井係長） 環境保全上、配慮すべき事項の基準を別に定めますということで、文言の整理を行ったというだけで、特段、深い意図はなかったのですが、この計画で定めることと法律に書いてありますので、別に定めますということで、本計画に付随するということを書く必要がないだらうと考えて削除をしたものになります。その所在が明らかにならないということは、法律で地方公共団体の実行計画の区域施策編に定めることとなっていますので、そこは書く必要がないかなということで、文言の整理を行ったものになります。

○事務局（竹本局長） 補足いたしますと、この促進区域は法で定められているものでして、法の中で、この区域というのは、地方公共団体の温対計画に付随して定めなさいという文言ではないものですから、ここにわざわざ附随すると書くことで、混乱を招くといえますか、誤解を生じないように、法律に忠実に基準は別に定めますと書いているところです。

○小林専門委員 分かりました。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○山野井専門委員 前回の意見書の40番と36番で、栗田専門委員からも、ほかの委員からも、違うところの表記でブルーカーボンの問題がいろいろ出ていて、前回の委員会するときにも、部会長も含めて議論をした覚えがあります。

私が書いた中で、資料1-3の6ページに、中期目標が48%ということで、中期というのは、今、この見直しを行っている推進計画の目標そのものだと思うのですが、その目標は48%ですと枠で囲って書いていて、前回の指摘でも言ったように、その中に再生可能エネルギーの道外への移出とか、ここでは米印の11という形で語句説明されていますけれども、そういったものが入っている形になっています。

この中期計画の中では、ある意味、ブルーカーボンとか、今までも説明があったように、道外への移出とか、なかなか評価しづらい現状の下で計画を練っていて、それが本中期目標の最大の枠組みの数値のすぐ下にいきなり出てくるのは、すごく異質感があると今でも感じているのです。前回の資料よりも修正はされていますけれども、これを見ても、今までの説明を聞いていても、やはり、話題になっている再生可能エネルギーとブルーカーボ

ンを今後も中期目標として推し進めていくという意気込みだと先ほど言われまして、それは分かりますが、中期目標そのものに、評価の仕方もまだ定まっていないようなものが、いきなり最初のほうに出てくるというのは、ちょっと異質感を持ちます。その辺は、前回も意見として言ったのですが、僕がそう感じているだけなのかもしれないですけども、いい示し方がないものかなと思っているのです。

当然、重要なことですし、期待大のものであるというのは分かっているのですが、この枠の中に入れること自体がどうにかならないものかと思うのですけれども、ほかの委員の意見も聞いてみたいところです。

○藤井部会長 ブルーカーボンに関しては、ほかの委員からも同様の意見はたくさん上がっていて、今回、事務局なりの努力でそれを改善していただく文言にさせていただいたのですが、今の山野井専門委員会のご指摘はごもっともだと思います。

私も意見がありますが、まず、ほかの委員から、特にブルーカーボンに言及された委員から改めてご意見をいただきたいと思います。

一応、今回が今年度最後の部会ですし、基本的にこのまま世の中に出てしまうことになるのですが、特にご意見はございませんか。

○中村委員 山野井専門委員会がおっしゃっているのは、中津川委員もおっしゃったように、再生エネルギーを道外へ移出する分だとか、ブルーカーボンの議論をどうやって書き込むかということだと思っています。山野井専門委員会がおっしゃっているのは、これがいきなり出てくると、読む側としては、この48%に含まれていくのかなという感じはしますね。

○山野井専門委員 私もそう思います。ここの位置で出てくるというのは、期待だけを持って、数字の中に含まれてはいないと言いながらも、怪しい感じを受けますね。

○中村委員 読む側からすると、後のほうで、これはカウントしてなくて、あそこにわざわざ書いたのだというのが分かるかもしれないけれども、確かに、目標の下に書いてしまうと混乱させる可能性はありますね。だから、場所を変えたほうがいいかもしれないという感じはしました。

○事務局（竹本局長） 確かに、先ほども話がありました再生可能エネルギーの道外への移出もそうなのですけども、やはり、道として期待したいもの、胸を張りたいものは書きたかったというところがあります。

それから、ブルーカーボンについては、2030年までには、具体的には2025年には算出方法を開発して、国連の事務局に出したいということがあるものですから、環境省の調査によると、北海道は全国の二十数%はありますので、それが入ると、固定とか吸収量として大いに国の貢献につながるなど考えて、ここに書いております。

ただ、48%に含まれるのではないかという誤解が生じるということであれば、48%なのだけでも、今後ともというように枠外に出すという案はいかがでしょうか。

○藤井部会長 前のバージョンには入っていなかったですよ。入っていたら、今さら、こういう質問にならないと思うのです。赤く書いてあるということは、直したということ

ですね。

○事務局（竹本局長） 同じ字の大きさでずっとつながっていたのです。何%削減することを目指すとともに、今後とも、文章でずっとつながっていたのですが、今回は、削減というところで一回切って、字の大きさを変えて、今後ともにつながったのです。

○藤井部会長 では、多少は薄めたつもりでいたのだけれども、余計に目立ってしまったということですね。

○事務局（竹本局長） そうです。勘違いしやすいということであれば、それは本意ではないです。

○藤井部会長 この場で、土壇場で決めるというのはどうかと思うのですが、私の提案は、この枠から外に出すというものです。お気持ちは分かりますが、今回、委員からいろいろ議論が出てきた二つの論点ですね。再エネの道外への移出で、それに関しては、さっき、さんざん懸念があったわけです。それから、ブルーカーボンも、まだ具体的な数値も分かっていないし、森林よりもはるかに循環は速いわけです。そういう意味で、枠内に入れる必要はないと思うのです。前か後ろかというときに、前だとどうなのか想像がつかないのですが、後ろはあり得るかと思うのです。枠内というのは、まさにここを見てくださいというものですから、あえてそこに入れるだろうかと思います。前の場所でも続いていたというのは、そのときにはあまり違和感はなかったと思うのですけれども、というのが私の意見です。委員の皆さんはどうでしょうか。

○栗田専門委員 私も、ブルーカーボンはすごく違和感があって意見をさせていただきました。やはり、注釈があったことによって、これはまだまだはっきりしていないことだったのだと、ちょっとがっかりするとか、この枠組みの中で見ると、すごく期待を込めてこの言葉を受け取るのですが、注釈を見て、まだまだなのかと感じました。

ただ、ブルーカーボンを吸収源としてきっちり算定できるという国とか世界の今後の動向みたいなものがあるといいのかなと思ったのです。現段階では参入できないけれども、見通しとして、丁寧な説明のコラムでもあるといいのかなと思いました。

○藤井部会長 栗田専門委員のおっしゃるのは、14ページのコラムにプラスアルファということでしょうか。

○栗田専門委員 枠内になくて、皆さん、このコラムで十分感じ取れますか。

○事務局（竹本局長） 例えば、今、栗田専門委員がおっしゃるように、このコラムの中に、国が昨年5月に策定したみどりの食料システム戦略では、干潟による二酸化炭素吸収に着目したブルーカーボンの推進を位置づけており、2025年度までに吸収量の評価手法やブルーカーボンの増強技術を確立することとしておりますとか、そういう注釈をこのコラムの中に圧縮して入れると、国の計画で位置づけられているものなのだなということが分かるかと思います。

○栗田専門委員 今の文言だと、期待が持てますね。

○藤井部会長 では、そこはそのように検討していただくことでお願いしたいと思います。

そろそろ予定の時間ではあるので、急ぎたくはないのですが、これからどうしようかというときに、まず、今の6ページのままでまずいというご意見を複数の委員が持たれていると思うのですが、ここの枠から下の2行を外して、下にずらすなり何なりということはどうでしょうか。

これは、打合せのときにもそういう話はしていないのですが、枠内に入れるということに対して違和感があるというご意見をいただいた中で、このまま継続するのもどうかと思います。皆様、ご同意いただけますか。

○中村委員 同意します。その場所に置いてもまた違和感があるのかもしれないですけども、今、部会長がおっしゃったように、前に出すこともあり得ないし、後に書くことしかないと思うので、枠から出して、「今後とも」以降をうまく収まるようにやってください。それでいいと思います。

○藤井部会長 ほかの委員はよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 それでは、そのようにしていただくことにします。

今、事務局からの修正の具体的な方針についてはお話をいただきましたが、これをもって、部会案として親会の環境審議会に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 それでは、引き続き、私が責任を持って対応していきたいと思います。環境審議会は来週にあるので、部会案として報告させていただきたいと思います。

先ほどの48%に関しては、国はマイナス46%と言っているところを2%上積みしているのです。これは、政治的判断でそうしたのではなくて、ここ1年半に委員の皆様が大変ご尽力いただいて、とにかく、エビデンスを持って、具体的な数字を積み上げての結果です。ですから、事務局の方もかなり大変だったと思いますが、ほかの都府県を見ても、かなり野心的な目標だと思しますので、こういう形でまとめたいと思います。

この間、マイナス35%と出したばかりなのに、もう上積みを求められることになって、この1年は本当に大変だったと思います。関係各位の皆様、お疲れさまでした。委員の皆様も、どうもありがとうございました。

ですから、6ページは、枠内に入っていないなくても、そういう目標として出せると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

それでは、最初の議事に関しては今のおりとして、次の議事に移りたいと思います。

次は、(2)北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについてです。

初めに、昨年末の部会で皆さんにご承認いただきました若者からの意見聴取について、若者からの報告をいただきたいと思います。

今回、道庁からの依頼を受けて、若者との意見交換会を開催していただいた北海道大学大学院地球環境科学研究院の山中康裕先生にお越しいただいております。

実は、山中先生は、私の前の地球温暖化対策部会長であったりもするわけですが、山中

先生から、意見徴収の概要についてご説明をいただき、その後、若者の代表から報告をいただきたいと思います。

15分くらいの時間をお願いしておりますので、まず、山中先生からお願いいたします。
○山中 北海道大学の山中です。

藤井部会長から説明がありましたように、洞爺湖サミット前からずっと部会長をやってきました。今は、2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会の座長と、北海道ゼロカーボン協議会の座長もさせていただいております。

今日の議論にありますように、具体的な削減量の積上げという形で48%ということここではやっていらして、とても大変な作業をしているということが今の議論の中で分かりました。

私のほうは、2050年ということを見ると、なかなか想像しづらい30年後なので、10から20歳代の次世代が、どのような考えを持って、これからどういうことを現世代である我々がしなければならないかということについて、11月5日に、環境生活部から依頼を受けて、今回、オンライン意見交換会とアンケートの実施を行った次第で、この場で報告する、プラス、私が概要をしゃべったあとに、生の声というか、高校生の1名の方、大学生の1名の方から、具体的にどんな会であったかという感想プラス、今、お二人が考えていることをご紹介していただく形で進めていきたいと思います。

参考資料として、報告書が皆様のお手元にあると思いますので、それに従って説明します。

最初の見開きを開いていただきますと、政策決定者のための要約ということで、普通の要約です。SPMというのが海外ではよく言われるので、それに倣っております。

さて、どういうものを行ったかという説明をします。

第2段落に入りますが、オンライン意見交換会「気候次世代100人会議 in 北海道」というものを12月18日の午後に実施しております。

多数の参加者がおられますが、ここで意見を聴取する人は、その会議の直後に、どういう話し合いがされ、どういう意見を持っていたかという意見回答をした方になります。

高校生や大学生を合わせて44人の方が回答してくださいました。これは、一つの高校、二つの高校ということではなくて、44名は19校です。道内のオホーツクから上川、日高も含めて、やはり石狩が多くなってしまいますが、そういうところから意見がありました。

さて、どのような意見を得ればいいのか、これは大問題です。例えば、今やっている、先ほどから議論があった直近の2030年の気候変動対策も重要です。それと同時に、2050年の時代がどうなっているかということ考えた意見も欲しいということで、それを工夫した形で行っております。

国連75周年のイベントの中に三つの問いというものがございます。国連が設立されてから75年で、100年に向けて、つまり25年後に向けて、どういうことをみんなで議

論したらよいかということで、三つの問いというものが用意されていて、これはバックキャストの考え方を入れているものです。

最初に、2050年の社会がどのようなものであるかということ問い、それに対して、今、我々が行動する必要なことは何か、あるいは、ギャップとして何かということ問うて行動につながるというのが国連75周年のイベントの問いですが、これをいきなり2時間半の中でするわけにはいきませんので、少し易しくした形で設計させていただきました。

そこで出てきたものは、グラフィックレコーディングという形でまとめられています。

配付されたものはモノクロで残念なところはありますが、URLが載っておりまして、そこからダウンロードをしていただければカラー版が取れるようになっております。

どういう形で進めるかということですが、最初に、高校生、大学生で気候変動に興味薄い方から濃い方までいろいろいると思いますけれども、そういう中で、例えば、気候変動はこうなっていますよという解説をした後、すぐさま意見交換になったら、それは解説を確認しただけのことになってしまうので、あらかじめ、事前動画をたくさん用意いたしました。

全て私が調べていることなので、どうしても山中色が抜けないことは確かですが、試行として、こういうやり方があるよということで、事前動画を見てやっていただきました。

その結果、三つの問いに合わせた形でグループトークが3回行われ、その中でグラフィックレコーディングという報告書の最後の形になっております。そして、そこから意見がいろいろ出てきたということになります。

こういう会はぜひともやってほしいという意見が多数あったということもこの報告書の中に入っています。

その後、アンケートを取りました。アンケートのほうが画一的な問いに対して一つの答えが得られます。

最初に、今の次世代は、気候変動にとっても深刻な認識を持っているということです。

サマリーの1ページ目にありますが、ぜひとも図として見ていただきたいとすると、本編の13ページ目になります。

13ページに図3-1があって、認識という意味では物すごく高い値で、「とてもそう思う」と「そう思う」で8割を超えています。

また1枚めくっていただくと、散布図でSDGsと気候変動の関係とか、認識と気候変動の関係がありますが、これを見ると、実は、SDGsに比べて、全体として気候変動は関心があり、かつ、SDGsほどは関心が伸びないという格好になっています。

右の図が非常に面白くて、認識があっても、自分の気候変動の関心はそれほどではないという形になります。

面白いのは16ページ、17ページのところです。全体としての意見分布が図3-4ですけれども、積極的に取り組んでいると考えているのは、この中ではグローバル企業が高いのですが、一方では、右側のところの絵で、積極的に取り組んでいるかというときに、

10代とそれ以外の世代、むしろ市民のほうに厳しいことになり、取り組むべきかという値では、もちろん取り組むべきでしょうと言います。

右側の17ページに入ると、気候変動が深刻だと受け止めているところは、ぜひとも取り組むべきだと答えるのですが、まだそれほど深刻ではないと思っている人にとっては、まあ取り組んだほうがいいよねという認識下位という図3-5のほうの値になります。

それを如実に表すのが18ページ目の図3-7になります。これは、ちょっといじわるな質問で、〇〇に対する対策に優先順位をあえてつけてくださいとやると、気候変動は2番目になります。貧困、社会弱者とほぼ同じくらいになるのですが、実は、認識によって差が分かれていて、図3-7の下のほうの右と左の絵になります。深刻だと考えたときは、何よりも気候変動となるのですが、認識が低いと、5番目でも6番目でもいいのではないかという答えになります。

2050年でどのようなことを大切にしたいかというのが20ページ目の図3-9ですが、やはり、家族やパートナー、家庭を大切にするというのが圧倒的に多く、欲しい社会というところでは、安心・安全、地球に優しい、ジェンダー平等、差別がないというものが続いて、意外とAIやバーチャルリアリティみたいなものは低めになります。

21ページ目でも、いろいろな問題があるのですが、気候変動とジェンダーの問題というのは、とても不安が大きいということになります。

23ページ目に、道庁の今回の見直しという意味で一番直接的に関係するのが図3-12です。ここは、再生可能エネルギーの普及がトップを占め、次に電気自動車、水素自動車の話になります。

興味深いのは、環境対策に深刻ではないという人も、ほかの道庁の施策にゼロカーボンの視点を組み込んでほしいというのが2割ぐらいになるというのが面白いところです。

最後のところでは、

こういう話合いの場は必要ですかという問いに対しては、必要であるということ強く意識しております。話したい内容、学校で学びたいというのが25ページ目ですが、そこになると、ジェンダーの平等が最も高く、その後、気候変動、これからの教育となり、科学技術、あるいは、農林水産業も重要だと思うのですが、自給率などは低くなるという結果になっております。

これらをまとめると、やはり、次世代の人は、まずは話合いを非常に望んでいる、学びたいことを望んでいると同時に、こういう会を道庁に定期的を開いてほしい、こういう格好になります。

さて、ここからは、まず、高校生のAさんから3分程度で、会に出てどうだったかということと、今、あなたが考えていることをご紹介します。

Aさん、お願いいたします。

○A こんにちは。

「気候次世代100人会議 in 北海道」に参加しましたAです。

会議では、私と同じ気持ちを持った高校生とか、自分とは違った視点から物事を考えられる人と話して、考えを聞いたり、自分とほかの人の考えを組み合わせ、よりよい意見にしたりということが出来るいい場所でした。

日本では、気候変動に関する取組として、レジ袋有料化や紙ストローへの移行などがされていると思います。

そういった小さな一つ一つの積み重ねはもちろん大切だとは思いますが、今、取り組むべきことは、まちや市や道規模でのもっと大きなことだと考えました。

また、今回の会議は、北海道庁に私たちの声が届いて、実際に対策を練ってくれるというものでしたが、中には、若者の声を聴くだけで満足し、実際に取り組んでももらえないものがあると感じました。

私は、学校外で自主的に取り組んでいた食品ロス削減のプロジェクトもあるのですが、それでは、町内の企業38社にアンケートを実施しても、3社しか回答をいただけず、子どもが口出しすることではないと言われた気持ちになりました。

高校生なのにSDGsなんて知っていてすごいねとか、そんな活動をしていて偉いね、次はあなたたちの世代ですよなんてことを言って、結局、具体的な行動がないように感じます。

大人は、若者のことを応援するだけの立場ではないと思います。

私たちは、大人の本気が知りたいです。

少なくとも、私は、本気で誰もが住みやすい世界に変えたいと思っています。しかし、私が、社会において、それにふさわしい力と立場を手に入れるまでは、まだ時間がかかります。

世界をよくしようとするバトンは受け継がれていくはずのもので、私はそれを受け取りたいですが、国や地方を動かすことができる今の大人たちは、そのバトンをどこにしまっておいているのだろうと勝手に思います。

すごいとか、頑張っているとか、そう言ってくれて、そう思うのであれば、私たちもやらなくてはと本気になってくれたら、世界規模の問題の解決に向かっていくのではないかと考えています。

そのために、まずは、みんなで考える場所が欲しいと思います。ここで言うみんなというのは、ジェンダーバランスはもちろんのこと、職業、立場、年齢を超えたものです。多くの人が北海道の未来を考える場、そして、それを考えるための知識を学べる場が必要です。

確かに、温暖化や気候変動は本当に重要だと思いますし、早急に解決しなければならない課題だと思います。しかし、過疎化や少子高齢化など、北海道には様々な問題がまだあるので、今回のようなものだけでなく、自分が住んでいる地域に特化したものや、世代間で交流できる場も必要だと考えます。

先ほど少し言いましたが、私は、食品ロス削減の活動を行っています。ですが、それは、

たまたま高校でSDGsを知って、たまたまやってみようと思っただけで、でも、若い世代が、たまたまSDGsをはじめとする様々な課題を知るのでは駄目だと思って、自分の力で変化をもたらせると信じられる環境をつくるのが重要だと考えています。なぜなら、自分にできると思えなければ、誰も本気で取り組もうとしないと思うからです。

北海道の若い世代が自分の未来と北海道の未来を考えるために、まずは大人が率先して行動で示し、それとともに、未来を考えるための知識を学ぶことができる環境をつくってほしいと思います。

ありがとうございました。

○山中 ありがとうございます。

次に、大学生のBさん、お願いします。

○B Bと申します。本日は、よろしくお願いします。

気候危機が招く不平等を解決し、自分の未来を取り戻すべく、F r i d a y s F o r F u t u r e S a p p o r oのオーガナイザーとして活動しています。

「気候次世代100人会議in北海道」という10代、20代の世代の意見聴取を目的とした場を設けてくださり、ありがとうございました。

今回は、会議を踏まえて、今の私が思うことを率直に述べさせていただきます。

同世代の人と、それぞれが描く2050年のビジョンを共有し、自分では思いつかない意見やアイデアに刺激を受けました。

共通していたことは、今ある北海道の自然や四季を、この先、私たちがいない未来にも残したいという思いでした。しかし、報告書を拝見させていただきましたが、このままでは、2050年には不安要素ばかりで、既に私たちが誇れる北海道はないのではないかと感じてしまいました。

私たち10代、20代の声を取り上げてくださることが会議の意義だと思っていましたが、私たちの声が本当に届いているのだろうか心配になりました。私たちがどれだけ必死に思いを訴えても、決定権があるのは皆さんです。気候危機の深刻さを認識できていない人が一定数いることも報告書を通して分かりました。

CO₂排出実質ゼロを進める計画では、元栓を締めるような計画で、具体化し、今よりもさらに、産業界、そして、道民に明示する必要があると考えます。そうすることで、深刻さを認識し、全ての人にとっての共通の課題になると考えています。

報告書の中で、気候変動対策として取り組むべきことの中に、移動手手段の確保プラス、カーボンゼロという項目で50%を占めていますが、広大なゆえに、北海道は、CO₂排出量が多い運輸部門での脱炭素戦略では、定時性、安全性、高速性に優れ、道内の農畜産物の輸送にも必要な上、環境負荷も自動車に比べると20分の1と言われる鉄道が次々に廃止されている現状に触れていません。この計画は問題であると考えています。

この気候危機というのは、単なる気候の問題ではありません。貧困や雇用、経済、人権、様々な問題が複雑に絡み合っています。そして、何より、私たちの生活や命がかかった問

題です。

私たちの命を守らずに、ほかに優先すべきことがあるでしょうか。

この問題こそ、最も取り組むべきではないでしょうか。

この問題の解決が、ほかの問題の解決にもつながると考えています。

誰のための温暖化対策なのでしょう。何のためのSDGsなのでしょう。温暖化対策は飾りではありません。SDGsは飾りではありません。私たちにとっては、生きるための手段なのです。

この課題に、どの地域よりも懸命に取り組み、私たちの誇れる北海道、未来を生きる私たちを守ってください。北海道がグリーンな先進地になることを強く望んでいます。あなた方には、それを実現する力があります。そして、今ならまだ間に合います。

どうか、あなた方の責任をもう一度考え、未来を生きる私たちの意見に耳を傾けてください。そして、10代、20代の私もビジョンを描ける場を今後も設けてください。

ありがとうございました。

○山中 本当にありがとうございました。

このように、いろいろな立場からこういう会議で若者の声を聞いたりアンケートをすることを、微力ながら、3か月間やってきました。突貫工事でしたので、まだまだ改善すべきところがあると思いますし、これからも、こういうことがあれば、立場として、ぜひ私も貢献したいと思っています。

そういうことで、若者の声を明らかに、我々が受け取って、我々こそが行動すべきで、私もその立場だと思しますので、この部会の委員の方々もぜひとも受け取って、ぜひとも彼らにバトンを渡すということをお願いしたいと思えます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。

○藤井部会長 お三方、どうもありがとうございました。

先ほど、委員で拍手とか挙手とかリアクションを示された方からご意見、コメント等、聞きたいことなどはございますか。

○菅井委員 (マイクの不調のために音声が出ず)

○藤井部会長 チャットで入れておいていただければ読み上げます。ありがとうございました。また後日にもフィードバックします。

武野委員、お願いします。

○武野委員 Aさん、Bさん、大変ありがとうございました。いただいた指摘は、耳に痛いと思います。今、この場にいるみんなが痛いと思って聞いていたと思います。

SDGsは飾りではない、生きるための手段ですとおっしゃったのは、そのとおりだと思います。あなた方大人には力があるということで、私自身には力があると思いませんけれども、おっしゃるような意味で、確かに大人には力があり、その力をちゃんと発揮して、私たちの生きる未来をちゃんとつないでいくのだ、バトンはどこに置いてあるのだと、大変厳しく、真摯な指摘をいただきました。

私自身いろいろな場で活動しておりますし、これからもいろいろな論議があると思いますが、そういったことを踏まえながら、特に、若い人たちの意見をちゃんと酌み上げて、一緒にプロジェクトをするなり働くような場を考えていきたいと思っています。

今日は、ありがとうございました。

○藤井部会長 チャットを読み上げられますか。

○事務局（佐藤主事） 読み上げます。

意見を呈するも、取り上げていただけないことがありましたと発言されていたのですが、具体的にどんなことでしたか。差し支えなければ、伺えればと思います。

○山中 では、発言をお願いいたします。

○A 意見を取り上げてもらえなかったことがあるというのは、私が最初にSDGsの活動をやりますとなって、町内の企業にアンケートを実施したときに、3社しか回答をいただけなくて、そのときに、子どもが口出しするようなことではないと言われた気持ちになったという感じで、アンケートに誰も答えてくれなかったという経験があったので、そう言いました。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○栗田専門委員 大変素晴らしいご意見で、耳も痛く、痛感して聞いておりました。

やはり、若い人たちでやっているのを、私たちは簡単に、すごいねとか、偉いねと言ってしまうのですけれども、それはすごく他人ごとの言葉だなと思ってしまいました。

私も、まちの中の交通を変えたいと思って、15年前に活動をしたときに壁になったのは、法律とか、条例とか、国や自治体が決めていることだったのです。それで諦めてしまうということが多かったので、これからは、そういったことも私たち大人が動かしていかなければならないのではないかと思います。若い人たちがこれから生きていきやすいように法律すらも変えてしまおうという、そんな力強い体制にならなければならないとつくづく思いました。

今日は、本当にありがとうございました。

○藤井部会長 時間も押していますので、小林専門委員で最後のコメントとして、残りは事務局を通じてフィードバックしたいと思います。

○小林専門委員 私たちがもっと小さい小学生とかの環境教育に協力させていただくときに、子どもたちに、ずっと前から分かっていたことなのに、どうして何もできてこなかったのかとか、この先、どうなっていくのかという質問をいただいて、本当に答えるのに窮するところもありました。私も、思い起こせば、今より少し若いときに取組を始めて、いろいろな制度の縛りがありながらも、市民風車などの取組を進めていって、今もやっておりますけれども、栗田専門委員が言われたとおり、自分たちが解決していった何とかぐり抜けていったことを、そのまま放置しているわけではないのですけれども、後に続く方たちがよりやりやすくてできるように制度や何かを変えていくような取組をこれからも一層していかなければいけないと思いました。

この年度最後のこういう場での登場だったので、次年度からは、もっと早い段階でいろいろな世代の方の話を取り入れていけるようにしていければと思います。

事務局の皆さん、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○藤井部会長 最後の小林専門委員の言葉がまさに結論かと思います。

今日は、少々慌ただしいところがありまして、私も、元若者としていろいろ言いたいことがありましたが、時間が押してきましたので、引き続き、こういう活動をぜひ進めていただきたいと思います。次年度は年度の早めというお話がありましたので、ぜひそういう方向で続けていただければと思います。

今日は、お三方、どうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2について、事務局からお願いします。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） それでは、資料2によりご説明させていただきます。

地球温暖化防止対策条例の見直しに関してです。

資料の右上にスライド番号を記載しておりますので、それに沿って説明させていただきます。

初めに、スライド3をご覧ください。

本日も議論いただきたい事項をまとめております。

1、前回各論の追加整理を行いましたので、排出量報告制度についてご議論いただきたいと思います。

2、全体論点を前回同様にお示ししておりますので、随時、ご議論をいただきたいと思っております。

3、本日は、事業活動に関する三つの各論について説明させていただきますので、重点的なご議論をいただきたいと思っております。

各論は、自動車使用、機械器具、建築物の3項目であります。

スライド4をご覧ください。

前回の主なご意見をまとめております。今後、論点整理を進めさせていただきます。

スライド5をご覧ください。

前回議論の整理といたしまして、排出量報告制度に関する追加整理を説明いたします。

対象要件を拡大した場合の事業者数の変化を検証しております。

現行の義務規定の規模要件は、国や他都府県と同様に、年1,500キロリットル以上のエネルギー使用としておりますが、これを1,000キロリットル以上に拡大した場合の変化でございます。

業種は、省エネ法の概要で規模要件の目安が示されている業種を選定し、道条例の適用対象外である札幌市内の事業者を除いて分析しております。

下の青枠内に検討結果を整理しております。

一つ目の丸として、規模要件を相当程度拡大した場合においても、事業者数のカバー率は低く、自主的な取組の拡大には十分にはつながらないのではないかと考えてあります。

データとしましては、表の中の太罫線の中に青色で示しておりますが、規模要件を広げたとしても、大規模小売店舗やホテル、旅館では2%台、病院においても18.2%の事業者をカバーする程度となっております。

こうした状況を踏まえまして、二つ目の丸でございますが、国、他府県の規模要件を踏まえるとともに、中小事業者の負担を考慮して、現行要件を継続するとともに、簡易な算出、任意報告制度を新しく導入することなどにより、削減の取組を広げる検討を考えられないかと整理させていただいております。

次に、スライド6をご覧ください。

同じく、排出量報告制度に関する検証であります。

自動車運送業者については、国に準じた登録自動車数を規模要件として規定しております。これを他都府県の例を踏まえて拡大すべきかというのが前回の論点でありました。

表をご覧くださいますと、数値については、自動車は台数が排出量にじかに影響することから、台数に着目して比較することが適当と捉え、太文字にしております。

トラックについては、要件に沿った登録台数を把握できませんでしたが、バス及びタクシーについては、規模要件を他都府県と同程度とした場合、それぞれ5割弱、2割超をカバーできるというような検証結果となりました。

これらを踏まえまして、下の青枠内に検討結果を整理しております。

一つ目の丸としまして、自動車は台数が排出量にじかに影響するものであり、広域分散型の本道では運輸部門の排出量が課題であること、また、他都府県の規定も踏まえ、上記のような要件に広げることが考えられないか、今後、事業者からの意見聴取結果なども踏まえて検討していくということです。

二つ目の丸としまして、あわせて、より中小の事業者向けには、簡易な算出、任意報告制度の導入などにより、削減の取組を広げる検討が考えられないかと整理させていただきました。

以上が、前回各論の追加整備となります。

続くスライド7から9の3枚は、全体論点でありまして、前回にお示したものと同様となっております。

前回の各論では、スライド7の一番下段にあります事業活動に関する規定について、排出量報告制度をご議論いただきました。本日の各論では、スライド8にあります自動車、機械器具、建築物の3項目となります。前回及び今回のご議論で、条例の中核的な規定である事業活動における義務規定について、一通りご議論いただくこととなります。その他、全体論点について、随時、ご議論をいただきたいと思いますと考えております。

スライド10をご覧ください。

本日の一つ目の各論である自動車使用についてご説明いたします。

下段の青枠内に自動車対策を道条例に規定する考え方を整理しております。

一つ目の丸ですが、道内の運輸部門の排出割合は、全国に比べて高く、おおむね横ばいで推移していること、二つ目としまして、自動車からの排出量が全体の8割を占め、自動車の対策が必要としております。

スライド11をご覧ください。

道と国の規定の比較であります。

道の現行規定につきましては、上段の青い二つの四角内で整理しております。

自動車販売事業者につきましては、新車販売時に温暖化防止性能情報の説明義務を規定しております。

レンタカー業者につきましては、説明の努力ということを規定しております。

また、特定駐車場、大規模な駐車場につきましては、設置者にアイドリングストップの提示義務を規定しております。

また、上段の二つ目の丸でございますが、自動車購入者には、低公害車の購入に努めることが規定されております。

国の規定については、道条例と実態的に重なる規定はございませんが、温対法におきまして、事業者全般について、日常品の販売等に当たっては、温室効果ガスの排出に関する情報提供に努めることとされております。

これらを踏まえまして、下段の青枠内に検討結果をまとめております。

法においても、事業者に対し情報提供の努力が求められており、また、本道では自動車が課題となっていることから、現行条例による情報提供の規定を基本的に継続することを検討できないかと整理させていただきました。

スライド12をご覧ください。

道と先進的な他都府県の比較です。

表では、道の検討に当たって、特に着目していただきたい部分のセルを薄い青で塗っております。なお、「○」が義務規定で「△」が努力規定という整理をしております。

下段の青枠内に検討結果を整理しております。

まず、温対条例制定都府県の大半で自動車に関する規定を導入しております。

次に、次世代自動車の利用促進や大規模駐車場へのEV充電設備の設置の努力規定が見られます。

三つ目の丸としまして、物流に関する規定が見られます。

スライド13をご覧ください。

これらの検討を踏まえまして、自動車使用の見直しの論点、検討イメージを整理しております。

まず、①、自動車使用の規定の意義につきましては、温対法では、事業者に対し情報提供の努力が求められており、また、本道においては、運輸部門の排出削減が課題であり、

特に自動車対策が求められることから、条例の規定の継続、拡充を検討すべきではないか。②、次世代自動車の利用につきまして、促進する規定を検討すべきではないか。③、自動車本体以外の取組について、物流に関する規定を加えることを検討すべきではないか。

現段階ではこのように整理しております。

今後、実施する事業者からの意見聴取の結果もお示ししながら、ご意見等をいただきたいと考えております。

次に、スライド14をご覧ください。

二つ目の各論として、機械器具についてご説明いたします。

この機械器具とは、道条例では、家電、ストーブを規定しております。下段の青枠内に条例で機械器具について規定する考え方を整理しております。

一つ目の丸に国の課題意識、二つ目の丸に、道内の排出量に占める家庭部門の割合は全国に比べて高く、冬季の暖房に使用する灯油の割合が高いのが特徴であります。また、道計画では、家庭部門の取組として省エネの促進を位置づけております。

スライド15をご覧ください。

道と国の規定の比較であります。

道条例では、特定機械器具の販売事業者に省エネラベルの表示や説明を義務づけています。特定機械器具として、エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブを規定しております。

この省エネラベルは、省エネ法に基づき定められており、ウェブサイト上で製品番号を入力いたしますと、製品ごとのラベルを簡単に印刷することができます。

一方、国の規定におきましては、省エネ法によりまして、トップランナー制度による省エネ基準を導入しており、ここに記載している32品目について、製造業者などに目標の達成や製品への表示を義務化しております。

また、下段ですけれども、小売事業者については、省エネラベルの表示努力を規定しているところであります。

これらを踏まえまして、下の青枠に条例の意義を整理しております。

法令による小売業者の表示努力の規定に加えまして、購入者への表示、説明を義務づけることは、法による取組を広げる意義があり、規定の継続を考えられないかと整理いたしました。

スライド16をご覧ください。

道と他都府県の規定の比較です。

下段の青枠内に検討を整理しております。

まず、条例制定県の半数以上で機械器具の規定が導入されております。次に、省エネ性能を適切に説明することを推進する者の選任義務の規定が見られます。次に、対象販売店の規模要件を定めていない規定がございます。また、表の右側のその他の欄で下線を引いておりますが、道条例の対象にはないが、電気使用量の多い照明器具や温水便座を対象としている規定も見られます。

スライド17をご覧ください。

これらの検討を踏まえまして、機械器具の規定の見直しの論点、検討イメージを整理いたしました。

①、機械器具の規定の意義について、本道は、家庭部門における排出量の割合が多く、エネルギー消費が大きい機械器具からの排出量を削減するこの規定を引き続き推進することを検討すべきではないか。②、対象事業者や対象品目の拡大について、法に基づき、全ての事業者に表示能力が求められており、全ての事業者を対象として規定することも検討できるのではないか。また、現行の対象品目について、本道の課題等を踏まえながら、新たに追加することも検討できるのではないか。③、道内の脱炭素ライフスタイルの実現に向けた事業者との連携の拡大についてとして、家電販売店など、事業者の役割は重要であり、道が取り組む見える化や普及啓発などについて、一層の共同の規定を検討できないか。

現段階ではこのように整理しており、今後、実施する事業者からの意見聴取の結果もお示ししながらご意見等をいただきたいと考えております。

スライド18をご覧ください。

本日の三つ目の各論である建築物についてご説明いたします。

下段の青枠内に条例で建築物について規定する考え方を整理しております。

国、道ともに建築物の省エネ対策を進めることとしております。

スライド19をご覧ください。

道条例の制度を整理しております。

道条例では、一定程度以上の規模の新築、修繕、設備の設置等において、建築主からの配慮計画書などの提出を義務づけております。

下段の青枠内の三つ目の丸に記載しておりますが、建築物省エネ法により、国と道への報告の内容が一部重複しており、規定の在り方についての検討が考えられます。

スライド20をご覧ください。

法と道条例の比較であります。

下段の青枠内に道条例の意義を整理しております。

まず、省エネ法は、基準への適合義務や説明義務を設けております。内容は、道条例の計画書等の項目と一部重複いたしますが、違う点としまして、道条例は、建築物以外の設備や省エネ以外の措置も報告の対象としていることと、公表すること、これが法と異なります。

次に、道による公表は、広く建築主の取組促進につながり、道の公表項目に再エネや道産木材の活用を追加することで条例の意義を広げられることも考えられる。

三つ目の丸としまして、表の備考欄にも記載しておりますが、建築物等木材利用促進法が昨年10月に改正されまして、これにより、目的に脱炭素社会実現が位置づけられ、法の名称も改正されております。対象が、公共建築物から建築物一般に拡大されていることも踏まえて検討していくことができると考えております。

スライド21をご覧ください。

道と他都府県の制度の比較です。

下段の青枠内に検討結果を整理しております。

二つ目の丸としまして、報告が必要な行為は、上の表でいいますと左側の項目であります。道以外は新築等のみを対象としております。また、長野県では、県への報告と同時に、建築物自体に表示を貼り出す努力規定がございます。

三つ目の丸としまして、長野県では、設計者による建築主への検討に資する情報の提供、徳島県では、販売、賃貸事業者による説明等の努力規定がございます。

四つ目の丸としまして、表でいいますと中央の報告項目についてですが、建築物への再エネ導入や木材利用の義務や努力、また、ZEB、ZEHの推進努力の規定が見られます。

スライド22をご覧ください。

これらの検討を踏まえまして、機械器具の規定の見直しの論点、検討イメージを整理しております。

①、報告制度の意義について、条例は、法令が規定していない措置の報告の対象としているほか、公表による法制度を踏まえながら取組を広げる意義があると考えられます。報告の対象行為につきましては、他都府県の例を踏まえ、排出量が多く、建築主の理解が得られやすい新築等に絞ることも検討できないか。報告項目につきましては、ゼロカーボン北海道を踏まえ、再エネ導入や森林吸収源の活用を追加することを検討すべきではないか。②、設計・建築事業者からの情報提供について、建築主による温暖化対策の検討を支援するため、設計者等から建築主に対し、環境情報の提供に努める規定を加えることを検討できないか。③、建築物の販売・賃貸事業者からの情報提供について、販売者等からの情報の提供及び説明の規定を加えることを検討できないか。④、ZEB、ZEHの推進について、建築物の脱炭素化を促進する規定を検討すべきではないか。

現段階ではこのように整理しており、今後実施する事業者からの意見聴取の結果もお示ししながら、ご意見等をいただきたいと考えております。

本日ご議論いただきたい事項の説明は以上であります。

特にご確認いただきたいのは、スライドの5と6と13と17と22の5枚であります。

この後のスライドは報告事項となります。

スライド23と24は、事業者からの意見聴取の実施状況となります。

スライド23は、事業者からの意見聴取の実施の概要であります。12月からアンケートを順次実施しております。

スライド24をご覧ください。

12月から実施した排出量報告制度をテーマとした事業者アンケートについて、中間報告をさせていただきます。

アンケートの結果の主なものを列記しております。

①、回答にあった事業者の概要として、350社から回答をいただき、その内訳として

は、建設業、製造業が約半分を占めております。

脱炭素社会に向けた社会の変化に対する意識については、現在及び今後の社会変化について、比較的高い意識傾向が見られました。

⑤、排出量の把握、公表の状況は、中小企業では把握が2割にとどまっております。

⑥、排出実態を把握する課題については、中小企業の4から5割が、把握する方法が分からない、知識を持つ社員や時間の確保を挙げております。

⑧、この論点の一つとしております簡易な排出量削減手法、我々はレコーディングダイエットと呼んでおりますけれども、それへの関心については、社名が公表されない場合も含んで、中小企業の約8割から取り組みたいという回答をいただいております。

このアンケート結果については、現在、分析を進めておまして、次回以降部会において、他の意見聴取結果とともに報告いたします。

こうした意見聴取結果も踏まえまして、審議を進めていただきたいと考えております。

次に、スライド25と26の若者からの意見聴取につきましては、先ほどご報告いただきましたので、説明は省略いたします。

最後に、スライド27をご覧ください。

条例見直しのスケジュールについては、前回お示ししたのから変更はありません。

下段の青枠内に記載しておりますが、今回は、経済団体との意見交換会などの結果も踏まえながら、全体的な論点及び各論、再エネに関する規定などをご議論いただきたいと考えております。

また、本日も駆け足の説明となりましたので、論点などに関するご質問、ご照会につきましては、メール等で、随時、ご対応、共有させていただきますので、事務局にご照会いただければと存じます。

なお、参考資料として、道条例の概要や抜粋、国の関係制度、事業者アンケートのデータを後ろに添付しております。

説明は以上となります。

○藤井部会長 ご説明をありがとうございます。

議題(1)と違い、これは今日限りということではなくて、引き続き、今後の部会でも審議を継続していきたいと思っておりますので、27ページのとおりスケジュールと論点等はメールで随時ということですから、そこはご安心くださいということです。

その中で、特に、今回、この場で確認したいこと等々がございましたら、お願いします。

○中津川委員 各論の細かい話というより、大枠の話になってしまうのですが、先ほどの目標ですと、2030年に48%削減ということで、条例は、来年度に見直して、実質的にいろいろな取組が始まるのが2023年度ですね。そうすると、2030年まで7年しかないのです。そのスパンで本当に48%を減らせるのかということです。リニアに減らしていても、1年に7%ずつ減らしていかなければいけないのです。

この条例で一応の枠組みはできたのですが、本当に達成できるのかというのは、

言ってもしょうがないのですが、とにかく一つ言えるのは、ちゃんとモニタリングして、キチンと減らせているというチェックをして、修正していくという形で進めていかないと、48%を達成できこないのではないかという気になってくるので、そういうことを考えていけるのかどうかという話です。

また、一番重要なのは、こういう長いスパンの計画を考えるときに、日本の組織でいつも問題となりますが、責任者がはっきりしなければいけないと思います。全体を統括するような責任を持つような人を決めて進めていかなければ駄目で、それは、環境生活部というよりは、例えば副知事とか、そういう重みのある人にちゃんと責任を持ってやってもらうようにしていかないと、うまくいかないような気がします。計画とか枠組みはこれで決めて進めていくしかないですから、これからの進め方としては、48%削減するということに向けてやっていかないと、先ほど若者からも檄が飛んでいましたけれども、本当に計画がお飾りになってしまう可能性があるの、考えていただきたいと思います。

○藤井部会長 数字は積み上げてやっているの、この計画どおりにやれば、マイナス48%になる予定ですが、だから、このところを着実にやるということですね。

○武野委員 現在の条例を見たところ、数値的なものはほぼ入っていません。2050年に50%削減をサミットで合意したということだけです。

今の条例の見直しの中での確認ですが、この条例は、今、中津川委員がおっしゃったような具体的な数値目標や、計画の骨子を織り込んでいくとすると、ほぼ全面改定に近くなると思うのです。そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） この条例につきましては、今後ご議論いただくと思うのですが、ゼロカーボン北海道宣言を踏まえまして、2050年のゼロカーボンを目指して考えていくものと思っております。

国におきましても、2050年のカーボンニュートラルを目標にということで、今回、法改正の中で初めて規定しておりますので、そういったことも踏まえまして、この条例の中で、目標の設定をご議論いただきたいと考えております。

そういうことを含めて、目標が変わるとすれば全面的な改定というお考えでよろしいかと思っております。

○武野委員 了解しました。ありがとうございます。

○小林（良）委員 私からは、質問と意見を1点ずつです。

スライド5の下に、事業者のカバー率は拡大しても低いということと、下のほうに中小企業等の負担を考慮して広げる検討が考えられないかとあります。今、そもそも1,500でも低く、1,000に拡大してもまだまだ低い、したがって、中小企業等へ拡大するという趣旨ですねという質問です。

それから、意見ですが、今、ご両人がおっしゃっていたとおりですけれども、条例を見ていると、今までのご努力とか趣旨は分かるのですけれども、推進するとか促進するという表現なのですね。

ちょっと言葉は悪いですが、選手宣誓みたいな話になっていて、目標がないのもさることながら、それに対して具体的にどのように取り組んでいくかということが非常に重要になってきますので、やはり、そこを盛り込んでいかないと、絵に描いた餅になりかねないです。体力的には、その部分を相当工夫して盛り込んでいくイメージでやっていかなくてはならないのではないかと思います。

中津川委員もおっしゃっていたとおり、時間がない中で目標を達成していかなくてはならないので、そこは、急ピッチかつ具体的に検討できるところまで検討していくということとやっていかなければいけないのではないかと思います。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） まずスライド5につきましてご説明いたします。

小林（良）委員がおっしゃったように、1, 500でもカバー率が低い、1, 000にしたとしても広がらないということですが、これをもっと広げればカバー率を上げていく、そうすると、中小企業、小さい事業者の方々という形になると思います。

この制度の目的としては、自主的な取組を広げるということですので、広げる手段としましては、現行の難しいやり方ではなくて、より簡単なレコーディングダイエット、先ほど、アンケートの中にも簡素な任意の報告の仕組みで排出量を自ら把握して、それによって関心を持って削減に取り組んでいただくということについて、中小企業の方の8割が、自社名を公表しなければ、やっていきたい、関心があるということですから、今までとは違う簡易な方法を新たに導入することを検討していけないかということを書かせていただいております。

○小林（良）委員 おっしゃるとおり、道内の企業の99%近くは中小企業の方なので、そこに切り込んで、一緒になって進めていっていただかないと目標を達成できないと思いますので、それほど負担のかからないようなやり方を工夫いただいて、ぜひ広げていっていただきたいと思います。

○藤井部会長 ごもっともなご意見だと思います。

○小林（良）委員 先ほどの意見のほうはどうでしょうか。より具体策を持って示していくということです。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 推進、促進という形で規定しているものもあるのですが、道の推進施策的なものにつきましては、計画の中に多く盛り込まれているのかなと考えております。条例につきましては、皆さんと決めるルールであったり、義務を課したり、そういった意義があるのかなと考えております。

施策についても、もちろん書き込んでいくことを検討していけると思うのですが、それとともに、計画にはない条例の意義としまして、道民の方々に求めることや、道としてのメッセージ、あるいは、特に前回と今回でご議論いただいた事業者の方々への協力、義務規定、努力規定、そういったものを定めるところを検討するというのが条例の一つの役割であると考えております。

○小林（良）委員 おっしゃるとおり、条例に具体策を盛り込んでいくと膨大なものにな

りますので、そこは、ルールとか基本的考え方でよろしいかと思うのですが、促進計画とか、別紙、別添でもいいのですけれども、どのように削減していくというような具体策を相当盛り込んで、ある意味ではガイダンス的なものをつくるような意気込みでやっていかないと、達成はなかなか難しいのかなという気がしたので、申し上げました。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○中津川委員 今の話に関係するのですけれども、例えば、自動車の問題があります。運輸部門の排出量が多いという話ですが、例えば、EVとかエコカーは一、二年であつという間に普及するのでしょうか。

それは、自動車だけ売ればいいということではなくて、インフラはどうなのでしょう。充電施設なども整備しなければ駄目ですからね。具体的にはどのぐらい導入するのかとか、インフラがどのぐらい整備されればいいのかというものが無いと、実現というか、定量的な意味で目標を達成するのは難しいような気がします。

ですから、アイドリングストップということをやったって、それは今までと同じことで、結局、がらっとシフトチェンジするためには、100%までいかななくても、ほとんどをエコカーにするとか、そういうふうには持っていけないと、2030年の目標は達成できないような気がするのです。具体的な話というのは、そういうところだと思うのです。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） EVの関係では、2050年にカーボンニュートラルを目指して、2035年までに新車販売をEV等にすることですが、生産した車が廃棄までに行くのは15年ぐらいという考え方の中で、2035年を目指して物を組んでいっているところです。ですから、今回、そういった国の計画も考慮しながら、この条例の中にどんなふうに規定していくことで2050年のカーボンニュートラルを達成できるかということで、今後、国の考え方やデータも踏まえてご議論いただければと考えております。

○中津川専門委員 今、各論までは踏み込まないのですけれども、例えば、次世代自動車の導入促進と10ページに書いてありますが、これは、促進すればいいということで、必ずしも2030年には実現していなくてもいいという意味で理解してよろしいのですか。2030年には実現していなくても、今の目標は十分達成できるという理解でよろしいですか。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 条例改正という中で、今回、各論的なものも幾つかお示しさせていただいておりますけれども、取組としては、条例施行の段階から、例えば大規模な駐車場にはEVの充電設備を設置する努力を規定するとなれば、そういった方向に徐々に動いていくのかなと考えております。

○中津川専門委員 2030年に何%という目標を掲げたので、それを達成するためには具体的にどうするかという話が出てこない、精神論だけでは済まないような気もするのです。あまり細かいことを言ってもしょうがないので、それは自動車の問題だけではなくて、全てにおいてだと思うのです。

先ほど言ったように、毎年どのくらい減らしていくかというのをモニタリングしながらチェックして、思わしくなければ何かを見直すとか、そういうふうにはやらないと、数字的な実現というのはなかなか難しいのではないかと思います。

○小林（良）委員 今、中津川委員のおっしゃったとおりだと思うのですが、やはり、実現のためには、具体策と、そのためのロードマップと、それに対する支援、例えば補助とか助成、この3点セットが必要ではないかと思います。

○藤井部会長 多分、今のお二方のお尋ねに対して、今、ここでぱっと答えられるものはないと思います。これは継続審議になりますが、次の部会まで期間が大分空きますので、事務局でも工夫して、部会の中に何か挟むようなことをしていただければと思います。

時間が大分押していますので、最後にこれだけという方がいらっしゃいましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 それでは、しつこいですけれども、これは継続審議ですので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から何かございますか。

○事務局（関課長補佐） 事務局からご連絡いたします。

先ほど話題になりました審議会の親会ですが、2月15日火曜日の10時から、かでの2・7の1010会議室で開催されます。

当日は、本日ご議論いただきました計画の見直しの関係が議題になりますので、皆様、どうぞご参加のほどをよろしくお願いいたします。

それから、次の部会につきましては、4月以降の開催を予定しておりますので、近くなりましたら、また日程調整等をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤井部会長 それでは、本日の議事は終了になりますが、委員から全体を通して何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 最後に、私から、一言、ご挨拶を申し上げます。

実は、来年度、札幌を離れることになりまして、コロナがどうなるか分からないけれども、大学の研修で海外のあちこちに行く予定です。この間、私は兼任ができないものから、今年度をもって部会長を退任することになります。

四、五年やりましたが、最初は適応策で適応センターが立ち上がってよかったのですが、適応策中心だったものが、カーボンゼロから一気に緩和策になりまして、この部会のマターが急に増えて、委員の皆さん、事務局の皆さんには、大変ご苦勞、ご尽力をいただきまして、本当にありがとうございました。

最近では部会で収まり切らない議論も出てきて、先ほどの若者の話ではないですが、正直、この2年で大人も意識が変わってきたと思います。コロナのためにそれがな

かなか見えない部分もありましたが、とにかく大変だったということで、そろそろ平時に戻って、普通の生活をしつつ、気候変動に対して、もちろんSDGs的には気候変動だけではなくてほかにも問題が山積しているのですが、ぜひよりよい北海道のために引き続きご尽力いただければと思います。

私からは以上です。本当にありがとうございました。

今後、平時に戻ったら、宴会などがあったら誘ってください。

今日の議事は終わりにしまして、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（阿部課長） 藤井部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第5回地球温暖化対策部会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

以 上